

【事例 11】

～菜の花プロジェクトと営農支援センターによる耕作放棄地の利活用推進～

【愛知県・田原市】

(1) 経緯

- 田原市は愛知県の南端に位置し、人口約6万7千人、自動車産業等の工業地帯を擁しているとともに、施設園芸、葉菜類を中心とした全国有数の先進農業地帯である。
- しかしながら、施設園芸などの集約農業の発展、米の価格低迷、土地持ち非農家の増加などにより、耕作放棄地が市全域で発生している。
- このため、平成15年度より「菜の花エコプロジェクト」による耕作放棄地の菜の花栽培等への活用に本格的に取り組むとともに、平成19年度に「営農支援センター」を開設し、担い手づくり、農地の保全利用を一元的に取り組んでいる。

(2) 取組の状況

①菜の花エコプロジェクト

- 「菜の花エコプロジェクト」は、市が掲げる環境共生まちづくり構想の7プロジェクトのうちの一つで、菜の花を栽培して菜種から油を搾り、油かすは肥料に利用するとともに、食用利用した菜種油の廃食用油を回収して軽油代替燃料などとして再生利用するので、菜の花をキーワードにした資源循環型社会の形成を目指すプロジェクトである。
- 市では平成12年度に耕作放棄地を農業委員会自らが解消しようと、20a借り受け菜の花栽培により耕作放棄地を解消、その後、平成15年度に市が「菜の花エコプロジェクト推進事業」に着手して、市・農業委員会・市民がともに協力し推進協議会を立ち上げて推進してきた。その後さらに本プロジェクトを推進するため、平成17年12月にNPO法人を立ち上げ、現在市と協働で耕作放棄地解消のために菜の花の作付けを行っている。
- 菜の花エコプロジェクト推進事業による平成19年度の菜の花等の栽培実績は29.6haであり、このうちNPO法人が12.7ha、観光協会・土地所有者個人などが16.9ha栽培している。
- 耕作放棄地に菜の花を作付けし、美しい農村景観を作り出すことは住民の心の豊かさを生み出し、訪れる人の心をも和ませている。また、菜種油の生産販売からその回収・廃食用油リサイクルまでの一連の取組は、地産地消の促進のみならず、資源循環型社会を目指し、世代を超えて引き継ぐ地域づくりに貢献している。
- 平成19年2月にはその活動が認められ、愛知環境賞優秀賞を受賞した。また、平成19年度からは国土交通省が展開する日本風景街道「菜の花浪漫街道」へも参画し、道づくり、郷づくり、人づくりを実践している。

②NPO法人の取組

- NPO法人は、市民59名、賛助団体（企業等）6社で構成している。
- 平成17年12月から市と協働で菜の花栽培等に着手し、平成18年度には、観賞用菜の花5.9ha、観賞用草花3.7ha、菜種栽培3.2ha（収穫2.8ha）、計12.8haの取組を行っている。さらに担い手へ健全農地として譲り渡した農地は8,743㎡(※)となっている。
- 平成19年度は、観賞用菜の花5.1ha、観賞用草花5.0ha、菜種栽培2.6ha、（収穫2.1ha）、計12.7haの取組を行っている。なお、担い手農家へ健全農地として譲り渡した農地は10,510㎡(※)となっている。

(※印；菜の花等栽培後、担い手農家が営農利用しているもの)

■栽培された菜種は、平成18年12月に菜種油として商品化されている。

【取組に当たっての手順】

- ア ほ場の選定：農業委員会が通知する耕作放棄地管理耕作依頼通知を受け、又は農地所有者自らの意思で営農支援センターを通じて耕作依頼のあった農地について、現場確認を行い適否を判断。営農支援センターとタイアップして菜の花等の作付けを行う。NPO法人が直接依頼を受けるもの及び地主に呼びかける場合もある。
- イ 耕耘：主として営農支援センター（オペレーター付）のトラクターで実施。
- ウ 播種：耕耘後にNPO法人会員が播種。場所によりトラクター取付の播種機を用いる場合あり。種は市が購入。
- エ 管理：NPO法人会員が実施。
- オ 収穫：NPO法人会員がコンバイン（オペレーター付）を調達して実施。
- カ 土壌改良：ほ場の状況をみて元肥（堆肥）、追肥をNPO法人が実施し、費用は市が負担。
- キ 経費負担：菜の花及び夏作の景観作物作付面積に基づき、市からNPO法人に委託料を交付（1万8千円/10a）。なお、NPO法人以外の個人についても同額の補助金を交付。



開花



散策



播種



収穫

③営農支援センター

■後継者不足、高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題に対し、新規就農等の担い手育成の

研修は普及センターが行い、耕作放棄地の担い手等への斡旋は農業委員会がそれぞれ取り組んできたが、更なる効率化を図るため、これらを一括して取り組む拠点として「田原市営農支援センター」が平成19年4月に設置されている。

- 耕作放棄地を担い手や新規就農者等へあっせんする「農地バンク事業」、菜の花プロジェクト活動への機械作業等の支援を行う「菜の花エコプロジェクト支援事業」を平成19年度より実施している。
- 定年退職者等担い手を育成する「農業セミナー事業」を平成20年4月より、新規就農者等の機械経費軽減を図る「農機具バンク事業」を同年6月より実施している。
- 営農支援センターの組織は、平成19年度は職員2名でスタートし、平成20年度からは農政課農政係からの異動者1名が加わり、3名体制で取り組んでいる。

【営農支援センターの事業】

ア 農地バンク事業

- 市内にある約450ha（平成19年農業委員会調査結果）の耕作放棄地を解消するため、担い手農家を中心に農地の仲介・斡旋を実施している。
- 営農支援センターが農業委員会と連携して耕作放棄地の所有者へ働きかけを行い、同意の得られた耕作放棄地を担い手農家等へ斡旋しており、平成20年7月までに担い手農家等へ集積した実績は10.3haである。内訳は、担い手への集積（使用貸借権・賃貸借権の設定）7.5ha、菜の花エコプロジェクトへの提供2.6ha、農地保有合理化事業（売買）による担い手への集積0.2haである。
- 耕作放棄地を借り受けた担い手農家は、9戸（露地野菜6戸、稲作経営3戸）である。
- これらの斡旋した耕作放棄地は、草刈り程度で耕作可能なものについては、借り手が草刈り等を行って耕作している。また、復旧に相当程度の費用を要するものについては、農地所有者が伐採・伐根等を行っている。

イ 菜の花エコプロジェクト支援事業

- 耕作放棄地再生のため、菜の花エコプロジェクト活動の耕起・播種などの作業に対してトラクター（オペレーター付）を派遣している。
- 平成19年度の実績では、12.6haを菜の花栽培のために耕起・播種などの作業を支援しており、その費用はオペレーター人件費及びトラクターの燃料費で60万円となっている。

※参考 ～大型機械による耕作放棄地再生の作業手順～

耕作放棄地を復旧し、菜種等の播種を行う場合の作業手順は以下のとおりである。

- ①現地確認
農地の状態を農業委員会立ち合いのもとに行い診断する。支障がない場合は刈り払い作業へ。雑木や大きな石等があつて着手困難な場合は、土地所有者負担で撤去を行った後、刈り払い作業を行う。
- ②刈り払い
75psトラクターにフレールモア（刈り幅1.9m）を装着し、雑草の刈り払いを行う。フレールモアは、草丈が2mまで刈り払いが可能であり、雑草の刈り払いと茎葉の細断を同時に行う。細断した茎葉は地表面に散布される。
- ③反転耕起
刈り払い後、75psトラクターにプラウを装着し、反転耕起を行っている。細断した雑草の茎葉は農地に鋤き込まれる。
- ④菜種等の播種

播種の2週間前までに農地の状態に応じ堆肥の散布を行い、トラクターで耕起を行った後に播種する。

ウ 農機具バンク事業

- 新規就農者や兼業農業者などの農業機械購入にかかる費用の負担軽減を目的に、トラクター（オペレーター付）、耕耘機などの農機具（大型刈り払い機フレールモアを含む）を平成20年6月より貸与している。同年9月3日現在の実績では、75psトラクター8件、36psトラクター1件である。
- 利用者は、オペレーター付きで機械の貸与を受け、耕作放棄地の草刈り、耕起等の作業を行っている。なお、オペレーターとして、農業人材バンク「農業の匠バンク」に5名の農業者が登録されている。

エ 農業セミナー事業

- 健康づくり・生きがいづくりを目的に、家庭菜園程度の栽培技術を習得する「生き生き農業セミナー」を平成20年4月より開催している。
- 農業セミナーは、「春夏野菜コース」（4月下旬～8月上旬）と「秋冬野菜コース」（9月上旬～12月中旬）があり、普及センター職員、農協職員、野菜栽培農家を講師とした講義及びほ場実習を行っている。
- 「春夏野菜コース」では、企業退職者・主婦等11名が参加。秋冬野菜コースでは、定員10名に対して21名が参加しており、市民の関心が高い。
- なお、新規就農者の育成を図る研修事業（「チャレンジ農業セミナー」）は、現在農業改良普及センターが開催している「セカンドライフ農業セミナー」の終了に併せて、平成22年度以降市・県・JAなどと共同開催の予定である。



除草



耕起



播種



収穫作業体験